君津中央病院企業団議会

令和６年９月定例会会議録（第１号）

君津中央病院企業団企業長田中　正は、令和６年１０月２日をもって令和６年１０月１１日午後１時３０分に木更津市桜井１０１０番地君津中央病院４階講堂に企業団議会を招集した。

１　出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

１番　草刈慎祐、２番　重城正義、３番　田中幸子、４番　佐藤葉子、５番　下田剣吾、
７番　諸岡賛陛、８番　山田重雄、９番　小泉義行、１０番　緒方妙子、１１番　根本駿輔、
１２番　小島　悟

欠席議員

６番　荒井淳一

２　職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹　玉川智久

３　説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長　田中　正、代表監査委員　髙橋　隆、監査委員　萩野一久、病院長　柳澤真司、
事務局長　竹下宗久、事務局次長　佐伯哲朗、庶務課長　國見規之、人事課長　石井利明、
医事課長　重信正男、管財課長　黒木淳一、財務課長　小柳洋嗣、経営企画課長　相原直樹、
副院長兼学校長　藤森基次、副院長兼患者総合支援センター長　北村伸哉、分院長　北湯口広、
医務局長　駒　嘉宏、医療技術局長　児玉美香、看護局長　北　清美

４　会議に付した事件は次のとおりである。

・議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）

・議案第２号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）

・議案第３号　君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）

・議案第４号　専決処分（第１号）の承認を求めることについて
（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）

・議案第５号　　令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第３号）
（提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決）
・認定案第１号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて
（提案理由の説明、補足説明、委員会付託）
・議案第６号　　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
（提案理由の説明、補足説明、委員会付託）
・報告第１号　　令和５年度決算に基づく資金不足比率について
（提案理由の説明、補足説明、委員会付託）

（午後１時３０分開会）

＜議長＞

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は１１名でございます。

本日、荒井淳一議員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和６年９月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いします。

田中企業長。

＜企業長＞

９月議会定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、本院で実施いたしました災害訓練につきご報告いたします。

９月２７、２８日に内閣府主催の大規模地震時医療出動訓練が実施されました。今回の訓練は、首都直下地震を想定したもので、当院にDMAT活動拠点本部を設置し、DMATの参集、地域医療搬送、医療活動などの実動訓練を実施いたしました。２８日には、県と合同で行う君津地域災害医療訓練と当院としての災害訓練を併せて行いました。

震度６強の地震発生を想定し、アメニティ棟３階に君津地域合同救護本部と災害対策本部を設置、当院収容患者のトリアージ訓練のほか、関係行政機関や県内外のDMATとも共同し、広域災害救急医療情報システム、EMISを活用した患者搬送訓練にも参加しました。

これら訓練を含め、基幹災害拠点病院として災害時の医療活動において中心的な役割を果たせるよう、日頃の備えに努めてまいります。

次に、後ほど定例会提出案件としてご説明する令和５年度病院事業会計決算についてでございます。

６月に見込みとして報告いたしましたとおり、企業団全体で２億９，８００万円の純利益を計上いたしました。令和５年５月の新型コロナウイルスの分類見直しに伴う関連補助金の廃止等の影響もあり、利益幅が縮小したものの、本業の成績である医業収支比率については、前年度との比較において本院、分院ともに好転しております。

さて、本定例会では、９月議会定例会提出案件としまして、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を含む旅費に関する条例の一部改正が３件のほか、専決処分を含む令和６年度予算に関する案件で２件、そして、令和５年度病院事業会計決

算の認定を含む決算関係案件の３件で、合わせて８件と多くの案件になりますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。
＜議長＞
日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第２３５条の２第１項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。
本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第１　会期の決定について

日程第１、会期の決定を行います。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は本日から１０月１５日までの５日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議ないものと認め、会期は本日から１０月１５日までの５日間と決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名について

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第９３条の規定により、議長から草刈慎祐議員及び緒方妙子議員を指名します。

日程第３　議案の上程

日程第３、議案の上程を行います。
本日、上程の議案は６件、認定案１件、報告１件でございます。
朗読については省略いたしますので、ご承知願います。
なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。
田中企業長。
＜企業長＞
本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。
初めに、議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職の職員で非常勤のものに対し、旅費を支給することができる交通手段は他の自治体と比べて限られていることから、鉄道等の交通手段を用いた場合にも支給できるようにするため、条例の一部を改正するものです。
次に、議案第２号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業団議会議員に対し、旅費を支給することができる交通手段が他の自治体と比べて限られていることから、鉄道等の交通手段を用いた場合にも支給できるようにし、また一般職の職員と同様に日当を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第３号　君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業長に対し、支給する旅費の額は行政職給料表の８級の支給を受ける職員の例によっていましたが、現在では、一般職の職員への旅費支給においては、職務の級の区分によらず一律としていることから、文言の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第４号　専決処分第１号の承認を求めることについては、循環器系Ｘ線診断装置の故障により管球交換が必要となり、予算措置に急施を要したため、令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第２号）を令和６年９月１７日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものです。

次に、議案第５号　令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第３号）については、令和６年度医療提供体制推進事業に係る補助金額の内示や、医療機関結核病床運営事業補助金の交付決定等による補助金収入の補正、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、監査委員へ通勤旅費を支給することによる監査委員費の補正、そのほか、予算の適正執行のために必要なものを提供するものです。

次に、認定案第１号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第３０条第１項の規定により、令和５年度君津中央病院企業団病院事業決算を調製し、同条第２項の規定により、監査委員の審査に付したので、同条第４項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付すものです。

令和５年度決算では、病院事業の業務量は、本分院合わせ入院延べ患者数１９万７２１人、外来延べ患者数３０万６，０２０人であり、収支決算額は本分院事業収益２３９億２，３８２万円、本分院事業費用２３７億４，３５５万円で１億８，０２７万円の経常利益となり、それに看護師養成事業収支、特別損益を加え、企業団全体では２億９，７７５万円の純利益となり、昨年度に引き続き黒字決算となりました。

次に、議案第６号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和５年度の未処分利益剰余金を処分するため、資本金への組み入れ、減債積立金及び財政調整積立金の積立てを行うことについて議会の議決を求めるものです。

次に、報告第１号　令和５年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

＜議長＞

提案理由の説明が終わりました。

続きまして、令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算審査意見書及び令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書が監査委員より提出されておりますので、審査意見を求めます。

髙橋代表監査委員。

＜代表監査委員＞

それでは、私から決算審査意見書についてご説明申し上げます。

資料につきましては、定例会別冊２をご覧ください。

初めに１ページですが、審査の対象、令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算でございます。審査の期間は、令和６年６月２１日から令和６年８月２１日までございます。審査の方法ですが、地

方公営企業法第３０条第２号の規定に基づき、企業長から審査に付された決算諸表及び関係諸帳票を調査照合するとともに、企業長、病院長、事務局長及び関係職員の出席の下、審査を実施いたしました。特に決算書及び関係書類が地方公営企業法並びに関連規程に準拠して処理されているか、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、事業の経営管理は、地方公営企業法の基本原則である経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されたかに留意し、定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて審査を実施したところでございます。

決算の概要につきましては、先ほど企業長から説明がございましたので省略をさせていただきます。

次に、９ページをご覧ください。

審査の結果について。１の決算報告書及び決算関係書類についてですが、審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、令和６年３月３１日現在における経営成績及び財政状態は適正に表示され、その目的に沿って運営されているものと認められました。

３の財政状態についてですが、１０ページ上段の表の中の患者負担未収金については、昨年度に比べまして１，２１９万２，０００円減ったものの、令和５年度末の残高は１億５，０５３万２，０００円と依然として多額でございます。公平負担の原則から、引き続き回収対策に力を入れる必要があると考えます。

次に、１１ページをご覧ください。

４の構成市からの負担金につきましては、４市合計で１８億２，８３６万１，０００円でございます。繰出基準に基づき算定した経費のうち、真に必要な経費として算定した額とするとともに、収支不足額の縮減に向けた経営の効率化が必要であると考え、引き続き地方公営企業繰出金の考え方に基づく繰出基準額について構成市に理解を求めていく必要があると考えます。

次に、１２ページをご覧ください。

６の予算の執行、事務処理につきましては、以下の２点について意見を述べさせていただきます。

１点目は、健全財政についてですが、企業団が安定的かつ良質な医療を提供していくためには、健全経営を確保する必要があります。令和５年度の医業収支比率は前年度よりも改善し、千葉県内の同規模病院との比較でも良好な結果となっていますが、コロナ関連補助金が減額となったこともあり、経常損益、純損益ともに利益幅が縮小しています。

今後も医療機能、施設機能を維持していくための様々な費用の発生が予想されることから、引き続き収益確保、経費節減の両面から医業収支の改善に努めていただきたいと思います。

２点目は、医師、看護職員の確保推進についてです。地方の医師、看護職員の不足が常態化する中にあって、大学医局との派遣交渉や医師紹介会社の活用などの取組によって、腎臓内科、小児科、病理診断科等の医師を確保できたことを評価いたします。引き続き地域の基幹、中核病院としての機能を果たすため、必要な医師の確保に万全を期していただきたいと思います。

看護職員については、おおむね計画どおり確保できていますが、実働数確保の観点から、離職防止、復職支援にも万全を期していただきたいと思います。

次に、７の経営分析につきましては、記載のとおりでございます。

次に、１４ページをご覧ください。

むすびとして記載いたしましたが、令和５年度は第６次５か年経営計画の３年目に当たり、令和５年度達成状況によると、本院は、経常収支比率は計画値を達成しているものの、病床利用率及び医業収支

比率は計画値を下回っています。分院は、経常収支比率、病床利用率、医業収支比率のいずれも計画値を下回っています。

令和６年度は、新たに策定した経営強化プランの１年目であり、第６次５か年経営計画改定版の４年目でもあるので、それぞれの計画に掲げた施策の実現と目標の達成に向けて、職員一丸となって取り組むとともに、本院は地域の基幹中核病院として、分院は地域密着型の病院として健全経営に努められ、良質で安全な医療を提供いただくよう強く要望し、ご報告とさせていただきます。

続きまして、資料定例会別冊の３をご覧ください。

令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

１の審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

２の審査の結果については、表にも記載のとおり、資金不足が生じないため、資金不足比率も発生いたしません。したがいまして、是正改善を要する事項については、特に指摘すべき事項はございません。

以上、ご報告とさせていただきます。

＜議長＞

ご苦労さまでした。説明及び審査意見が終了いたしました。

それでは、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

＜事務局長＞

定例会提出議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の１ページをご覧ください。

まず、改正の理由でございますが、本件は、特別職の職員で非常勤のものに対し、旅費を支給することができる交通手段が他の自治体と比べて限られていることから、鉄道等の交通手段を用いた場合にも支給できるようにするため、その条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的な改正の内容は、次ページ、資料２ページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側、現行では、条例第４条第２項の別表により、交通手段が車賃のみとなっておりますが、改正案、左側では、旅費の種類といたしまして、鉄道賃、船賃及び航空賃を加え、さらにその額を一般職の職員に支給すべき額に相当する額に改めようとするものでございます。

旅費の額を一般職の職員に支給すべき額に相当する額と改めることによりまして、車賃は１キロメートルにつき３０円、宿泊料は１夜につき１万１，０００円、食卓料は１夜につき２，０００円となります。

なお、施行日は公布の日となります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

＜議長＞

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

重城正義議員。
＜２番　重城正義議員＞
これは１号から３号までも同様の事案だと思うんですけれども、今回この条例の改正を行うに当たった契機はどういう理由でしょうか。
＜議長＞
國見庶務課長。
＜庶務課長＞
議案第１号から３号の提案に至った理由でございますが、経緯についてでございますが、これにつきまして監査委員が公共交通機関を利用しまして通勤することとなりました。現行の条例では車賃以外費用弁償されないため、鉄道賃等の支給につきましても規定に加える必要があると判断したものでございます。この見直しに併せまして議員の費用弁償及び企業長の旅費についても条例を確認し、見直しの必要があると判断し、今回上程させていただいたものでございます。
以上です。
＜議長＞
ほかに質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、採決いたします。
議案第１号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（全　員　挙　手）
挙手全員であります。
議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第２号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
事務局に補足説明を求めます。
竹下事務局長。
＜事務局長＞
提出議案第２号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。
提出議案説明資料は４ページをご覧ください。
まず、改正の理由でございますが、企業団議会議員に対し、旅費を支給することができる交通手段が他の自治体と比べて限られていることから、鉄道等の交通手段を用いた場合にも支給できるようにし、また、一般職の職員と同様に日当を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。
改正の内容は、先ほど同様新旧対照表を用意してございますので、資料５ページをご覧ください。
現行では、条例第４条第２項の別表により、交通手段は車賃のみであり、日当を支給することとなっておりますが、改正案では、旅費の種類といたしまして鉄道賃、船賃及び航空賃を加え、日当を削り、旅費の額を一般職の職員に支給すべき額に相当する額とし、併せて文言の整理を行うものでございます。
旅費それぞれの額につきましては、先ほどの議案第１号でご説明したとおりの額となります。

施行日は、公布の日となります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

＜議長＞

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第２号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全　員　挙　手）

挙手全員であります。

議案第２号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第３号　君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

＜事務局長＞

提出議案第３号　君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

提出議案説明資料は７ページをご覧ください。

改正の理由は、企業長に対し支給する旅費の額は、行政職給料表の８級の適用を受ける職員の例によっておりましたが、現在では、一般職の職員への旅費支給において、職務の級の区分によらず一律としていることから、それに合わせた文言の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容は、８ページの新旧対照表でお示しするとおりでございます。読み上げのほうは割愛させていただきます。

施行日は公布の日となります。

君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は以上となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

＜議長＞

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

下田剣吾議員。

＜５番　下田剣吾議員＞

５番、下田剣吾でございます。どうぞよろしくお願いします。

２点お伺いします。１点は、３議案における今後の影響額について教えてください。

２点目は、ホテル代が高騰しておりますが、様々な病院の方は宿泊されて学会だとか研究会に行かれることあると思いますが、そのあたり、今回は下げるという方向で動いておりますが、対応できているかどうかお伺いいたします。

＜議長＞

國見庶務課長。

＜庶務課長＞

今回の議案の改正によりましての影響額でございますが、この後、議案第５号のほうで上程させていただきます補正予算のほうでご説明させていただくんですけれども、監査委員につきまして５，０００円の増ということで計上させていただいております。

あと、旅費のほうにつきましては、一応今のところ１万１，０００円ということで、先ほどおっしゃったように物価高騰ということがございます。やむを得ない理由があって超えた場合につきましては、旅行命令権者が認めた場合には当院では１万３，１００円を上限ということで支給することができるとしております。

以上でございます。

＜議長＞

下田議員。

＜５番　下田剣吾議員＞

ぜひ各地で研さんを積んで高めていただくことというのは大事なことだと思いますので、そういったことに支障がないような十分な旅費、食卓料を設定いただけるように今後検討ください。どうぞよろしくお願いします。

＜議長＞

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、採決いたします。

議案第３号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全　員　挙　手）

挙手全員であります。

議案第３号　君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第４号　専決処分（第１号）の承認を求めることについてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

＜事務局長＞

議案第４号　専決処分（第１号）の承認を求めることについて、補足説明申し上げます。

提出議案説明資料は９ページをご覧ください。

９ページ、項番１、まず専決処分の理由でございます。循環器系Ｘ線診断装置が故障し、その故障箇所が管球であったことが分かりました。そのため管球交換が必要となりましたが、心臓カテーテル治療

等に必要な装置であり、修繕及びそのための予算措置に急施を要したため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき補正予算を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

次に、専決処分の内容でございます。専決処分の内容は、令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第２号）となりますが、これは後ほど補足いたします。

続いて項番３の専決処分日でございます。令和６年９月１７日でございます。

ただいま申し上げました補正予算（第２号）の内容につきまして、補足説明申し上げます。資料は１０ページをお開きください。

上段の枠囲いで補正の概要をお示ししてございますが、先ほどの理由と同様でございますので割愛させていただきます。今回の補正予算（第２号）に関しまして、これを行うことによります、まず項番１の本院事業費用の変動でございます。本院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして３，０３７万１，０００円を増額補正し、補正後の予算額は２４１億５，７９４万１，０００円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、全額が医業費用の経費となります。

説明欄に書いてあります理由は、先ほど来申し上げますとおり、循環器系Ｘ線診断装置の管球交換による修繕費の増額としております。

続いて、項番２、年間収支でございます。ただいま説明いたしました項番１の内容から本院予算の年間収支が変更になりますので、補正後の年間収支をお示ししてございます。本院事業におきましては、３５１万４，０００円の純損失を見込むものでございます。

次の資料１１ページは、ただいまご説明申し上げた内容を損益計算書の形にまとめたものでございます。備考欄にコメントが入っている箇所は補正の対象となる科目でございます。

専決処分（第１号）に係る補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

＜議長＞

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

重城正義議員。

＜２番　重城正義議員＞

初めに、３点ほどお伺いします。

まず、本装置が故障をした時期はいつなのか、次に、２点目としては管球交換、これが完了した日はいつなのか、３点目、交換するまでの間、診療に支障はなかったのでしょうか、まずこの３点についてお答えください。

＜議長＞

黒木管財課長。

＜管財課長＞

ただいまの質問にお答えいたします。

管球が切れたのは、本年９月１７日でございます。日中１２時頃に循環器系Ｘ線診断装置２の、いわゆる心カテ装置２でございますが、こちらの心臓カテーテルの施術終了時点で管球が切れたものでございます。

なお、心カテ室は１、２とございますが、心臓カテーテル治療の２台運用、または心臓カテーテル治療室１ではカテーテル治療をやってございますので、急施を要しまして専決処分による契約締結に基づ

きまして、同日の深夜にこの措置の管球を交換いたしました。
以上でございます。
失礼しました。診療の影響でございますが、心カテ室２の管球が切れてございまして、心カテ室１のほうでカテーテル治療を引き続き行ったものでございます。
＜議長＞
重城議員。
＜２番　重城正義議員＞
この管球を購入するに当たりまして、結構大きな金額なんですけれども、これは恐らく随契だと思うんですけれども、確認をします。一般競争入札でしょうか、随契でしょうか。仮に一般競争入札の場合には何社が申込みされたのか、この点についてお答えください。
＜議長＞
黒木管財課長。
＜管財課長＞
こちらの管球交換にございましては、随契となります。メーカーであるフィリップスジャパンに管球交換は限られておりますので、特命１社による随意契約に基づいたものでございます。
以上でございます。
＜議長＞
ほかに質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、採決いたします。
議案第４号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（全　員　挙　手）
挙手全員であります。
議案第４号　専決処分（第１号）の承認を求めることについは原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第５号　令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第３号）を議題とします。
事務局に補足説明を求めます。
竹下事務局長。
＜事務局長＞
議案第５号　令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第３号）について、補足説明申し上げます。
提出議案説明資料は１２ページをご覧ください。
上段の枠囲いの中で補正の概要をお示ししてございます。今回の補正予算第３号は、まず、令和６年度医療提供体制推進事業に係る補助額の内示や医療機関結核病床運営事業補助金の交付決定等によります補助金収入の補正、そして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、監査委員に通勤旅費を支給することとなる監査委員費の補正、そして、予算の適正執行のために必要なものを計上するものでございます。
引き続き、項番ごとに内容を補足いたします。

まず項番１でございます。本院事業の本院事業収益でございます。表をご覧ください。本院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして１億１，９７０万９，０００円を増額補正し、補正後の予算額は２４２億９，２１３万７，０００円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、全額が医業外収益の国県補助金でございまして、理由につきましては、右端の説明欄でお示ししますとおり、まずドクターヘリ運営事業におけますドクターヘリ運航経費分の増額といたしまして２，１７４万円、続いて周産期母子医療センター運営事業におけます千葉県からの割当内示額の減額を反映いたしまして２６９万３，０００円の減、そして、医療機関結核病床運営事業といたしまして９，８５５万円を、最後に医療機関等食材料費高騰対策支援事業といたしまして２１１万２，０００円をそれぞれ計上するものでございます。

最後の医療機関等食材料費高騰対策支援事業につきましては、本年６月からの診療報酬改定によりまして、入院患者が負担する１食当たりの食事療養費が６４０円から６７０円へと改定があったところでございますが、改定までの４月と５月の２か月間につきまして、この支援金で賄うという位置づけでございます。

続いて、項番２、本院事業費用の表をご覧ください。

本院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして２，１７４万５，０００円を増額補正し、補正後の予算額は２４１億７，９６８万６，０００円になるものでございます。

その内訳でございますが、まず説明欄にありますように、まず企業団管理費の監査委員費におきましては、先ほど説明申し上げました条例改正に伴う増額といたしまして５，０００円を、続いて医業費用の経費におきましては、ドクターヘリ運航業務委託における運航経費の増といたしまして、その運航経費分と同額となるもの２，１７４万円を増額しようとするものでございます。

資料１３ページに移りまして、項番３の分院事業収益でございます。

分院事業収益全体といたしましては、既決予定額にいたしまして１１万５，０００円を増額補正し、補正後の予定額を７億９，５６８万６，０００円にしようとするものでございます。この内容につきましては、全額が医業外収益の国県補助金でございまして、その理由は、右端の説明欄にお示ししておりますが、本院同様に医療機関等食材料費高騰対策支援事業の補助金を増額しようとするものでございます。

ただいまご説明申し上げました項番１から３の内容によりまして、本院、分院の各事業いずれも予算の年間収支が変更になりますので、項番４でその内容をお示ししてございます。

まず、本院事業におきましては、当該補正後は９，４４５万円の純利益、分院事業におきましては１３７万４，０００円の純利益をそれぞれ見込むものでございます。

項番５は、その他の補正でございます。冒頭の説明で申し上げました予算の適正執行のために必要なものを挙げております。

（１）番、予算第５条で定める債務負担行為でございます。こちらは、表でお示ししております千葉県ドクターヘリ運航業務委託につきまして、令和５年度から７年度までの債務負担行為を設定しておりましたが、今回のドクターヘリ運航経費の増によりまして、令和７年度の契約額が増額となりますので、この増額分を債務負担行為として設定しようとするものでございます。

次の資料１４ページから１５ページまでにつきましては、ただいま説明いたしました内容を損益計算書の形でまとめたものでございます。備考欄にコメントが入っている箇所が補正の対象となるものとなります。

提出議案第５号の補正予算（第３号）に係る補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
＜議長＞
説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。
重城正義議員。
＜２番　重城正義議員＞
今般、ドクターヘリの関係で運航業務委託が２，１７４万円の増加となっております。この積算根拠的なもの、雑駁でも結構ですのでお示しをいただきたいと思います。
＜議長＞
國見庶務課長。
＜庶務課長＞
ドクターヘリ運航業務委託の積算根拠ということでございますが、ドクターヘリ運航業務委託料につきましては、医業外収益のドクターヘリ運営事業補助金のうち、ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、航空保険料などのドクターヘリの運航に必要な委託費でありますドクターヘリ運航経費、そして、ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な委託費であります運航連絡調整員確保経費の額と同額を運航業者のほうに支払う契約をしておりますので、今回補助金の増額となっておりますが、こちら増額となったものは今申し上げたとおり、ドクターヘリ運航に必要な経費でありますので、その分同額が増額となっております。
以上です。
＜議長＞
重城議員。
＜２番　重城正義議員＞
羅列されたわけでございますけれども、例えば私どもの素人感覚として一回行ってきて例えば幾らかかるとか、そういうもので例えばその掛ける、１回１００万円としたらばそれが２１回あるんじゃないかということで補正を組んだというふうに私は見ているんですけれども、例えば積算根拠、金額的なものというのは例えば分かりますか。
＜議長＞
國見庶務課長。
＜庶務課長＞
補助金の額と同額を支払うということになっておりますので、ドクターヘリの補助金のほうの内訳でございますが、ドクターヘリの補助金の内訳のほうは、ドクターヘリ運航経費というのが補正後の金額となりますけれども３億３８３万６，０００円、あと、搭乗医師・看護師確保経費、これにつきましては１，７９１万７，０００円でございますが、これにつきましては病院の職員の費用ということですので、こちらについては委託業者のほうには支払わないこととなります。
先ほど申し上げたんですけれども、運航連絡調整員確保経費ということで１９４万２，０００円、これにつきましてはドクターヘリの運航に必要な経費ということで、こちらについては委託業者に支払うこととしております。
最後ドクターヘリレジストリ経費ということで、ドクターヘリの症例等を登録する人件費ということで、こちらについては病院のほうの費用ということで、こちらのほうには支払っておりませんで、ドクターヘリを運航する経費、そして運航に当たります人件費の補助金がありますので、こちらのほうの金

額を委託業者のほうに支払うこととしております。
＜議長＞
重城議員。
＜２番　重城正義議員＞
この金額については国県補助ですから、うちのほうの持ち出し分はないということだから非常にいいことだとは思うんですけれども、例えば最後に教えてください。国県のほうから君津中央病院さん、２，１７４万円ありますからドクターヘリの分をあげますよというふうに来ているのか、さもなければ、君津中央病院のほうから国県のほうに２，１７４万円欲しいですよというふうに申請を上げているのか、どちらでしょうか。
＜議長＞
國見庶務課長。
＜庶務課長＞
こちらにつきましては、どちらかといいますと、補助金の交付要綱の改正があったということで、病院からくださいというよりも、県の交付要綱の改正によって増額となっているものですので、ちょっと病院からくださいというものではございません。
＜議長＞
ほかに質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、採決いたします。
議案第５号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（全　員　挙　手）
挙手全員であります。
議案第５号　令和６年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。
ここでお諮りいたします。
この後の認定案第１号、議案第６号については、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査の付託をし、報告第１号についても同委員会にて質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、当会議では補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日にて行います。
それでは、認定案第１号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについてを議題といたします。
事務局に補足説明を求めます。
竹下事務局長。
＜事務局長＞
認定案第１号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて、補足説明申し上げます。

資料は、提出議案説明資料の１６ページをまずはお開きください。

まず、項番１の決算の概要でございます。決算の概要につきましては、まず表の１、業務量の表をご覧ください。

令和５年度の業務量につきましては、本院の入院について、延べ患者１８万６１９人、外来は延べ患者２６万６，３７１人となっております。比較増減につきまして、前年度との比較増減につきましては表の中に加えてございますので、そちらをご覧いただければと存じます。

表半分、下の大佐和分院の業務量でございます。まず入院につきましては、延べ患者数１万１０２人、外来は延べ患者数３万９，６４９人となっております。比較は、先ほどの本院と同様でございます。比較のほうもご覧いただければと存じます。

続いて、表の２をご覧ください。

上段の純損益の部分でございますが、本院・看護師養成事業では２億９，５５８万円の純利益、そして分院事業では２１７万円の純利益、これら企業団全体で２億９，７７５万円の純利益となりました。

表の２の下段、収益でございますが、前年度の比較におきまして、本院事業収益は７億６，４８９万円の増、分院事業収益は４，４７３万円の増、看護師養成事業収益は７９２万円の増、そして特別利益は１億４，２０９万円の減となりまして、これらの結果から企業団の総収益は２４６億２，４７１万円となっております。これは、前年度との比較において６億７，５４６万円の増収となったものでございます。

表の２、１７ページにわたります上段の費用でございますが、こちらは前年度との比較におきまして、本院事業費用は８億７，９５６万円の増、分院事業費用は４９６万円の増、看護師養成事業費用は１，１０４万円の増、そして特別損失は３，５００万円の減となり、これらの結果から企業団の総費用は２４３億２，６９６万円となったものですが、前年度との比較においては８億６，０５５万円の増加となったものでございます。

続く表３につきましては、純損益を５年間の推移をお示しするものでございます。令和元年度からの５年間でございますが、令和２年度以降、ちょうど新型コロナウイルス感染拡大、感染発生と拡大が見られた令和２年度以降に４期連続の黒字決算となっていることは見て取れるかと存じます。

その下の表４でございますが、こちらは本業である医業収益を令和元年度から５年間の推移でお示ししているものでございます。一番上の行では診療報酬の改定率を添えてございますが、ご覧いただけますように、診療報酬の改定率が改定を重ねるごとにマイナスのパーセンテージが大きくなっていくことになっておりますが、医業収支比率に関しましては、この令和元年から５年間にかけて数値のほうが向上しているというのがご覧いただけるかと思います。

続いて、大きな項番２と次のページにわたります項番３につきましては、ただいま説明いたしました収益及び費用の状況をそれぞれお示しするものでございます。

まず項番２、収益の状況でございます。表の５をご覧ください。

こちらでは、企業団全体収益の約８４％を占めます本院、分院の入院・外来収益の状況をお示しするものでございます。本院は、前年度との比較において、入院収益では５億９，７２７万円の増、そして外来収益では３億２，６７２万円の増となっております。これらによりまして、入院・外来収益合計では９億２，３９９万円の増収となったものでございます。

入院収益の増収は、新入院患者数の増や全身麻酔手術件数の増などによるもの、そして、外来収益の増収は、化学療法件数の増や血液内科医師確保に伴います当該科の患者数の増、そして高額な注射薬によります治療件数の増などによるものでございました。

表の５は１８ページに続いていきますが、大佐和分院でございます。大佐和分院は、前年度との比較において、入院収益では１，１１９万円の増、外来収益では１，６７１万円の増となっております。これらによりまして、入院・外来収益合計は前年度との比較で２，７９１万円の増収となったものでございます。入院収益の増収は入院診療単価の上昇によるもの、そして外来収益の増収は患者数の増などによるものでございます。

続きまして、表の６でございます。ただいま表５でご説明いたしました入院・外来収益などの年度別推移をお示しするものでございますので、併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、１８ページ中段、項番３、費用の状況でございます。まず、表７をご覧ください。

こちらでは、本院事業費用の対前年度との比較におきます増減をお示ししてございます。本院事業費用につきましては、特に給与費、材料費及び雑損失が増加し、減価償却費が減少しております。給与費の増につきましては、職員数の増、あるいは若年層の俸給月額引上げなどの給料表改定、そして期末勤勉手当支給月数の引上げなどによるものとなっております。

そして、材料費の増加につきましては、高額とされます医薬品や診療材料の使用量増に伴うものとなってございます。

雑損失につきましては、ただいま申し上げました高額材料の購入増に伴いまして消費税額が増えたことによるもの、先ほどの減価償却費の減少につきましては、手術支援ロボットなどの高額な医療機械の耐用年数経過などによるものでございます。

資料は２０ページをご覧ください。表の８番でございます。

こちらでは、分院事業費用の前年度との比較におけます増減をお示ししてございます。分院事業費用につきましては、特に経費が増加し、給与費が減少いたしました。表の中ほどの経費の増加につきましては、４月から患者給食業務の委託を開始したことによるもので、一方の給与費の減少につきましては、給食業務の委託開始に伴います調理員の減、さらには医師の任用替えによるものでございます。

２１ページをご覧ください。項番４でお示ししております特別利益、特別損失の状況でございます。

内訳を表９でお示ししてございますが、特別利益につきましては、会計年度任用職員分の賞与等引当金是正に伴います戻入分や退職手当組合からの還付金収入、そして現病院建設に係る企業債償還金への繰入れの収益化の額となっております。

表下半分、特別損失につきましては、医師研究資金貸付金の返還免除金や退職給付引当金への繰入れ等となってございます。

項番５でございます。資本的収入及び支出の状況でございます。こちらも表でお示ししております表の１０番をご覧ください。

まず、資本的収入でございますが、建設改修工事及び医療機器・情報システム整備事業に係ります企業債によります収入、そして、現病院建設に係る企業債償還金への構成市からの繰入れ、そして、オンライン資格確認に係ります補助金収入の未計上分、そして２２ページに移りますが、医療機器及び車両の売却収入、そして最後、医事会計システム更新に係ります交付金収入となっております。

表の下、資本的支出でございますが、こちらにつきましては建設改良費がまず挙げられますが、その内訳といたしましては、厨房・洗濯排水処理施設更新、高圧受電ケーブル・管路更新等の建設工事、そして循環器系Ｘ線診断装置や高圧蒸気滅菌装置などの医療機器整備、さらには、周術期患者情報システムや臨床検査情報システムなどの備品整備、そして企業債の償還などを行ったものでございます。

これら収入額から支出額を差し引きいたしまして不足することとなる額１６億７，３１３万円が生じたわけですが、こちらにつきましては、表の１１でお示ししますとおり、過年度分損益勘定留保資金、

当年度分損益勘定留保資金、そして消費税等資本的収支調整額、そして減債積立金をもって補てんしたものでございます。

資料２３ページをご覧ください。項番６、主要施策の成果でございます。

企業団第６次５か年経営計画の主要施策から新規拡大事業に係る予算、決算の状況をお示しするものでございます。

枠囲いでは主要施策を、枠囲いのすぐ下で施策に関する行動計画を、隅括弧の段落で行動計画に対する取組内容及び成果をそれぞれお示ししてございます。本日は、ここに掲げました項目のうち主なものをご説明申し上げます。

まず、２３ページ中段の（２）番、良質で安全な医療の提供にあります（ア）良質な医療の提供での高度専門医療及び専門医療の提供におけますがんゲノム医療連携のよるがん治療の実施でございます。こちらは３条予算１，０７８万円に対しまして決算額１，０２４万円となっております。がん遺伝子パネル検査の結果を基に、がんゲノム拠点病院であります千葉県がんセンターと共同で症例検討会、これをエキスパートパネルと呼んでおりますが、これを行い、治療方針を決定しようとするもので、この取組の結果、千葉県がんセンターのがんゲノム医療連携病院の指定から２年目を迎える中で、１９件の症例に対してこのエキスパートパネルを開催し、標準治療がない、または標準治療が終了となりました固形がん患者の一人一人に合ったがん治療の選択につなげることができたものでございます。

資料は２４ページをお願いいたします。一番下の（エ）施設・設備及び医療機器の整備につきまして、２４ページから２５ページにかけてお示ししてございますが、まず２４ページの建物修繕でございます。こちらは３条予算１億４，４０２万円に対しまして、決算額１億２，６７１万円となっております。

２５ページに移りまして、建設工事費では、４条予算１億７，８８５万円に対しまして、決算額１億４，１０１万円となっております。これらでございますが、まず建物修繕費につきましては、非常用発電機制御系統部品交換工事などの７５件を実施、そして建設工事につきましては、厨房・洗濯排水処理施設更新工事の第１期工事など１５件を実施することによりまして、建物の設備の劣化状況や修繕・改修状況を見ながら予防保全に努めたものでございます。

なお、建設工事費の病棟他ＬＥＤ照明器具更新工事（その５）の１件につきましては、電子部品の調達に不測の日数を要したことによりまして令和５年度内に完了いたしませんでしたので、令和６年度に繰り越したものでございます。

続きまして、資料２５ページは中ほどでございますが、医療機器等の計画的な導入・更新でございます。こちら本院では、４条予算で４億３，５９１万円でございましたが、決算額といたしましては４億２，３１７万円となっております。大佐和分院では、４条予算全体１，８９８万円に対しまして、決算額は１，４７６万円となっております。

まず、本院につきましては、君津保健医療圏の高度急性期病院といたしまして、急性心筋梗塞等の心血管疾患に対応するために必要な機器でございます循環器系Ｘ線診断装置２台のうち老朽化した１台の更新を行い、またそのほか部品供給の終了等により更新が必要となった高圧蒸気・酸化エチレンガス滅菌装置、心臓用超音波診断装置、大動脈内バルーンポンプ及び白内障手術装置ほか５９件の更新などを行いまして、医療機能の維持・向上に努めたものでございます。

大佐和分院におきましては、メーカーの修理対応が終了となりました大腸ビデオスコープなど４件の更新を行いまして、こちらもまた医療機能の維持に努めたものでございます。

資料は２６ページをご覧ください。

（オ）の分院の施設機能の維持におきまして、まず建物修繕費では、３条予算４４０万円に対しまし

て決算額４１５万円、建設工事では、１，１７１万円に対しまして決算額１，１１１万円となっております。これらにつきましては、経年劣化によります屋上シート防水補修工事、エアコン室内機修繕工事等の修繕工事または部品供給の終了等により更新が必要となりました電話設備、管理棟エアコンなどの設備の更新工事を行いまして、分院の施設機能の維持に努めたものでございます。

資料は２７ページになります。前のページでもお示ししてございました項番３の勤務環境の整備の項目で、働きやすい職場環境の整備におけます院内保育所の定員見直しでございます。こちらにつきましては、３条収益３，８００万円に対しまして決算額は３，７５２万円、３条費用１億３，９８２万円に対しましては決算額１億３，８４１万円となったものでございます。

医師、看護師の出産、育児によります離職の防止及び復職に対応するため、院内保育所の定員を８０人から９０人に増員しようとしたもので、その取組の結果、定員を９０人に増員し、医師、看護師が育児を理由に離職することを防止し、それぞれの職種に確保することができたものでございます。

令和５年度決算認定に係る資料につきましては、この議案説明資料のほか、別冊１におきまして決算及び事業報告書、そして別冊４におきまして決算説明資料を配付させていただいておりますので、併せてご確認くださいますようお願い申し上げます。

認定案第１号、令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについての補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

＜議長＞

説明が終わりました。

続きまして、議案第６号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

事務局に補足説明を願います。

竹下事務局長。

＜事務局長＞

議案第６号　令和５年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分について、補足説明申し上げます。

提出議案説明資料は、２８ページをお開きください。

こちらにお示ししてございますのは、令和５年度君津中央病院企業団病院事業剰余金処分計算書でございます。ここでお示ししております表の要点につきましては、欄外の２つの丸、下にあります２つの丸でお示ししてございます。２８ページの下をご覧ください。

まず１点目でございます。令和５年度決算で生じました未処分利益剰余金を資本金への組入れ、減債積立金及び財政調整積立金の積立てでそれぞれ処分することをお示ししております。減債積立金及び財政調整積立金の積立てにつきましては、本院ですので真ん中の表をご覧ください。本院事業の表でございますが、この表の中の議会の議決による処分額の欄でお示ししますとおり、本院事業で生じました純利益２億９，５５８万円を現病院建設に係ります企業債償還元金の今後の償還に当たるため、減債積立金として利益全額を積み立てようとするものでございます。

また、分院におきましては一番下の表になります、分院事業の表になりますが、議会の議決による処分額の欄でお示ししております分院事業で生じました純利益２１７万円を財政調整積立金として全額積み立てようとするものでございます。

２つ目の丸、資本金への組入れでございますが、こちらは先ほどの決算認定で触れました資本的収支

不足額の補てんのうち、減債積立金から本院現病院建設に係ります起債元金の償還で取り崩した額６億６，０６８万円を資本金へ繰り入れようとするもので、こちらも真ん中の本院事業の表の議会の議決による処分額の欄でお示ししているものでございます。

これら本院、分院各事業におけます処分は、一番上の企業団の表でまとめてお示しするものでございます。企業団の令和５年度末の残高は、一番上の表の右上の欄でお示ししております９億５，８４３万円の未処分利益剰余金がございましたが、ただいま説明申し上げました処分によりまして、企業団の表の一番右下になりますが、繰越利益剰余金はゼロ円となるものでございます。

なお、この処分後の残高につきましては、次の２９ページの表をご覧ください。

一番上の企業団の資本合計、企業団の表の一番下の行になりますが、こちらの合計額は６７億４，３４４万円、そして、このうちの本院事業の減債積立金といたしましては１６億９，２２３万円、これをお示ししてございますが、こちらについては直近の財政シミュレーションでは、令和８年度で、現在では全て使い切ってしまう試算となっていることを申し添えさせていただきます。

未処分利益剰余金の処分の補足説明につきまして、補足説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

＜議長＞

説明が終わりました。

続きまして、報告第１号　令和５年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

＜事務局長＞

続きまして、報告第１号　令和５年度決算に基づく資金不足比率について、補足説明申し上げます。

会議資料３０ページをご覧ください。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模を示す料金収入の規模と比較してこれを指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、決算の都度、この資金不足比率を求め、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会に報告することとされております。

まず、資金不足比率の求め方でございますが、流動負債の額から流動資産の額を減じて資金の不足額を求め、次にこれを事業規模を示す医業収益の額で除して求めるものとしてございますが、こちら資料の表でただいま申し上げた点を説明いたしますと、まず①資金の不足額とした表の右端の列をご覧ください。

１行目の右端、Ｃ欄の流動負債の合計額は２３億９，７９３万円、そして、その下のＤ欄、算入すべき地方債残高に関しては該当ございません。

続くＥ欄、流動資産の合計額は８６億４，９３９万円となっており、Ｄ欄の流動資産の額がＣ欄の流動負債の額を上回っておりますので、Ｆ欄に関わります資金の不足額はないものとなります。そして、その額はマイナス６２億５，１４６万円と余剰を示すものでございます。

続く②事業の規模の項でございますが、最終的に資金不足比率を求める際の分母となります事業の規模をお示しする額といたしまして２１４億２５６万円を計上しております。表の中に書いておりますが、医業収益の額となります。ただ、決算によります医業収益の額と一部異なる部分がございますので、それはその②の事業の規模の表の下の米印で補足させていただいております。

以上を定められた計算式に代入して求めますと、③でお示ししますとおり、資金不足比率のところで

は該当ない、資金不足比率はなしとなります。令和５年度決算に基づきます資金不足比率はないという結果になるものでございます。

令和５年度決算に基づく資金不足比率についての補足説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

＜議長＞

報告が終わりました。

日程第４　休会について

日程第４、休会についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、明日１０月１２日から１０月１４日までの３日間を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、明日１０月１２日から１０月１４日までの３日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、１０月１５日午後１時３０分から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後３時から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくお願いいたします。

（午後２時４８分散会）